

令和3年度 第44回PTA定期総会 議案書



定期総会議事

第一号議案	令和2年度	事業報告・活動報告
第二号議案	〃	決算報告
第三号議案	〃	会計監査報告
第四号議案	令和3年度	本部役員承認
第五号議案	〃	専門委員承認 (学級・環境・広報・校外)
第六号議案	〃	事業計画(案)審議
第七号議案	〃	予算(案)審議

武蔵村山市立第八小学校PTA

この議案書は一年間使用いたします。大切に保管してください。

令和2年度 本部事業報告

月 日 (曜日)	活動内容
令和2年	
6月下旬	第43回PTA定期総会 (書面開催)
10月 3日 (土)	運動会手伝い
10月26日 (月)	PTA会費集金
10月31日 (土)	学習発表会手伝い
12月 7日 (月)	学校へ加湿器寄贈 (新型コロナウイルス感染症対策のため)
令和3年	
3月24日 (水)	卒業生に記念品贈呈
4月 6日 (火)	新入生に祝い品贈呈
	※青少対主催 クリーン作戦、三地区合同ハイキングは、新型コロナウイルス感染症対策で中止となりました。

令和2年度 会務報告

月 日 (曜日)	運営委員会	本部役員会
令和2年 6月下旬	第43回PTA定期総会 (書面開催)	
7月 4日 (土)		新旧本部役員顔合せ・引継ぎ 年間予定確認・活動手順・注意事項 専門委員長選出会議等準備
9月 5日 (土)	年間予定・活動手順・注意事項 前年度委員より引継ぎ 運動会手伝い説明	今年度運営委員会開催方法検討 運動会手伝い内容・作業分担 PTA会費集金方法
9月19日 (土)	運動会作業分担 PTA会費集金方法 PTA連合研修会報告	運動会作業分担
10月17日 (土)	活動費の使い方・注意事項 次年度本部役員選出説明	PTA会費集金準備 音楽会手伝い内容・作業分担 次年度PTA細則の改変 PTA室予約方法の変更
11月21日 (土)	活動費の支払 次年度PTA細則の改変審議 PTA室予約方法の変更 次年度本部役員選出	次年度本部役員選出スケジュール PTA主催行事検討 学校ホームページへのPTA情報掲載 広報誌検討会議の設置
12月12日 (土)		次年度本部役員選出 定期総会時期・開催方法検討 新年度スケジュール 年度末・次年度始配布物確認
令和3年 2月 7日 (日)		(オンライン開催) 次年度本部役員選出 緊急事態宣言中の運営委員会について 年度末書類受け渡し、活動費返金について 新入生祝い品 卒業式・入学式手伝い確認
2月中旬	(書面開催) 年度末提出書類説明 次年度本部役員選出 次年度専門委員選出・引継ぎ説明 第6回運営委員会中止に伴う年度末の動きについて	
3月 7日 (日)		(オンライン開催) 次年度本部体制・事業計画・予算 広報誌検討会議まとめ 年度末書類受け渡し、活動費返金準備 新年度スケジュール・分担確認 年度末・次年度始配布物準備 定期総会準備、議案書作成 次年度への引き継ぎ事項確認
3月13日 (土)	年度末書類受け渡し・活動費の精算	
4月10日 (土)		新旧本具役員顔合せ・引継ぎ 新年度予定確認 定期総会・専門委員長選出会議準備

令和2年度 武蔵村山市公立学校PTA連合会事業報告

月 日 (曜日)	活動内容
令和2年	
5月22日 (金)	新旧会長会
6月20日 (土)	令和元年度 P T A連合会定期総会 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)
7月 1日 (水)	第1回 定例役員会
8月28日 (金)	研修会 講演「新型コロナウイルス感染症対策P T Aで出来ること」
9月 2日 (水)	第2回 定例役員会
11月29日 (日)	親睦スポーツ大会 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)
12月 4日 (金)	情報交換会 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)
令和3年	
2月17日 (水)	第3回 定例役員会 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)
4月 9日 (金)	第4回 定例役員会 (新型コロナウイルス感染症対策のため中止)

令和2年度 委員会活動報告

学級委員会

学年	組	日付	タイトル	活動内容
1年	合同	12月16日	読み聞かせ	中止
		1月29日	お楽しみ会	中止
		2月22日	記念品	準備(3回)・贈呈
2年	合同	12月18日	お楽しみ会	準備(4回)・開催
		3月10日	進級祝い	準備(2回)・贈呈
3年	合同	11月6日	お楽しみ会	準備(2回)・開催
		3月4日	児童・先生へ プレゼント	準備(3回)・贈呈
4年	合同	3月30日	2分の1成人式	準備(7回)・記念品贈呈
5年	合同	12月23日	お楽しみ会	準備(6回)・開催
		3月25日	先生へメッセージカード	準備(5回)・贈呈
6年	合同	3月6日	卒業を祝う会	準備(18回・スライドショー作成) 児童・先生のみ開催
		3月24日	卒業記念品	卒業記念品・スライドショーDVD 贈呈
全学年合同		年間	選出	次年度本部役員選出のための作業 年3回
		10月3日	運動会	運動会手伝い
		10月26日	会費集金	各クラスにてPTA会費の集金

専門委員会

委員会	日付	タイトル	活動内容
環境委員会	11月14日	資源回収	準備(4回)・開催・事後処理
	12月25日	ふれあい清掃	準備(5回)・開催
広報委員会	10月3日	運動会 撮影	準備(1回)・撮影
	10月28日	音楽会 撮影	準備(1回)・撮影
	12月18日	ほほえみ83号配布	準備(7回)・配布
校外委員会	1月7日	旗振り	準備(2回)・実施
	1月8日	旗振り	実施
	4月6日	旗振り	実施
	4月7日	旗振り	実施

令和2年度決算報告書

自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日

(単位：円)

収入の部

項 目	予算額	決算額	増 減	
繰越金	1,607,521	1,607,521	0	
会費	724,800	695,400	△29,400	581世帯（転入3世帯、教員含む）（※1）
資源回収	50,000	33,600	△16,400	資源回収
雑収入	10	14	4	預金利息等、他
収入の部合計	2,382,331	2,336,535	△45,796	

支出の部

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要	
本部費	事務用品費	80,000	53,669	26,331	印刷機インク、リース、コピー用紙、文房具
	慶弔費	20,000	3,000	17,000	香典、お見舞い、祝い金、他
	本部費	15,000	0	15,000	来賓用飲料、他
	入学対策費	80,000	76,600	3,400	新入生祝い品
	卒業対策費	160,000	160,000	0	卒業生祝い品
	安全対策費	15,000	54,197	△39,197	ネームホルダー、加湿器（※2）
	小計	370,000	347,466	22,534	
	本部・運営会議費	10,000	0	10,000	運営委員会会議費、他
	総会費	5,000	0	5,000	議案書用紙、他
	小計	15,000	0	15,000	
市P連分担金	60,000	25,000	35,000	110番ハウス保険料	
	小計	60,000	25,000	35,000	
専門委員会費	学級委員会	200,000	177,176	22,824	⑦7,500円×23クラス ※児童数により加算あり
	環境委員会	10,000	4,527	5,473	資源回収
	広報委員会	110,000	111,210	△1,210	ほほえみ発行
	校外委員会	10,000	986	9,014	子ども100番ハウス
小計	330,000	293,899	36,101		
P T A 行事補償費	70,000	63,357	6,643	傷害保険料52,917円、賠償責任保険料10,440円	
積立金	周年記念積立金	100,000	100,000	0	周年行事積立金
	八小P T A基金積立金	200,000	200,000	0	パソコン、印刷機等の事務機器購入積立
小計	300,000	300,000	0		
P T A 行事協力費	0	0	0	8 Pまつり	
学校行事協力費	5,000	0	5,000	運動会手伝い、他	
予備費	1,232,331	0	1,232,331		
支出の部合計	2,382,331	1,029,722	1,352,609		

①総収入額	②総支出額	差引残高①-②
2,336,535	1,029,722	1,306,813

（※1）活動再開時（9月）の会費集金対象世帯数が604世帯から578世帯へ変更となりました。

（※2）新型コロナウイルス感染症対策のため、特別教室用の加湿器7台を学校に寄贈しました。

(印省略)

上記のとおり報告いたします。 令和3年3月31日

会計

田中理絵 比留間幸恵

平山弘子 秋山洋介

監査

令和2年度の会計について、監査の結果、適正であることを認めます。

令和3年4月15日

会計監査

田島由美 賈程程 辻野美香

ダリグティック・クリスティン 工藤健司

周年記念事業積立会計報告

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日
(単位：円)

項 目		金額	摘 要
前年度繰越金		501,312	
収 入	本年度積立金	100,000	
	預金利息	45	
合 計		100,045	
支 出		0	
	合 計	0	
差引残高		601,357	

八小PTA基金積立会計報告

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日
(単位：円)

項 目		金額	摘 要
前年度繰越金		165,970	
収 入	本年度積立金	200,000	
	預金利息	20	
合 計		200,020	
支 出	事務用品	0	パソコン購入は翌年に繰越
	合 計	0	
差引残高		365,990	

上記のとおり報告いたします。

印省略
令和3年3月31日 会計
田中理絵 比留間幸恵
平山弘子 秋山洋介

監査

令和2年度の特別会計について、監査の結果、適正であることを認めます。

令和3年4月15日 会計監査
田島由美 賈程程 辻野美香
ダリグデック・クリスティン 工藤健司

【本部役員】

会 長			書記			庶務		
					学 校			学 校
副会長			会計					
		学 校			学 校			

【専門委員】 ◎…委員長 ○…副委員長

年	組	学級委員	環境委員	広報委員	校外委員
1	1				
	2				
	3				
	4				
2	1				
	2				
	3				
	4				
3	1				
	2				
	3				
4	1				
	2				
	3				
	4				
5	1				
	2				
	3				
6	1				
	2				
	3				
	4				
学 校					

**個人情報が含まれるため
非掲載**

※空欄の箇所は、後日、書面にて通知いたします。

令和3年度 本部事業計画（案）

P T A本部

1 学期	2 学期	3 学期
入学祝い品贈呈 P T A 定期総会（書面決議） 青少対主催行事手伝い	運動会手伝い 青少対主催行事手伝い 市 P T A 連合会スポーツ大会	卒業記念品贈呈

※例年開催しておりました「8 Pまつり」は新型コロナウイルス感染症対策のため中止いたします

専門委員会

学級委員会	運営委員会、学級学年活動、本部役員選出の手伝い 卒業を祝う会の開催、祝い品の手配	行事等の手伝い
環境委員会	校内美化活動、資源回収	
広報委員会	広報誌「ほほえみ」発行	
校外委員会	子供110番ハウス、交通安全指導（旗振り）	

令和3年度 予算 (案)

(単位：円)

収入の部

項 目	予算額	摘 要
繰越金	1,304,350	
会費	1,156,000	578世帯(教員含む)1世帯2,000円
資源回収	30,000	
雑収入	10	預金利息等、他
収入の部合計	2,490,360	

支出の部

項 目	予算額	摘 要	
本部費	事務用品費	80,000	印刷機インク、文房具、コピー用紙、議案書用紙
	慶弔費	20,000	香典、お見舞い、祝い金、他
	本部活動費	45,000	ネームホルダー、未就学児用景品、会議諸経費、他
	入学対策費	80,000	新入生祝い品
	卒業対策費	160,000	卒業生祝い品、他
	市P連分担金	60,000	市P連会費、市P連情報交換会
小計	445,000		
専門委員会費	学級委員会	200,000	@7,500円+α×22クラス数による ※PTA細則第13条参照
	環境委員会	10,000	資源回収
	広報委員会	140,000	ほほえみ発行
	校外委員会	10,000	子ども110番ハウス
小計	360,000		
P T A 行事補償費	70,000	傷害保険料、賠償責任保険料	
積立金	周年記念積立金	100,000	周年行事積立金
	八小P T A 基金積立金	100,000	印刷機、パソコン、プリンタ等の事務機器購入積立
小計	200,000		
P T A 活動協力費	110,000	@5,000円×22クラス(※1)	
予備費	1,305,360		
支出の部合計	2,490,360		

(※1) 本年度は新型コロナウイルス感染症対策により8Pまつりは実施せず
その予算を1クラス5,000円の学級活動費として分配する

第八小学校 P T A 規約

平成 元年 4月 1日施行
平成 2年 5月26日一部改定
平成 4年 5月30日一部改定
平成 5年 5月29日一部改定
平成 6年 5月28日一部改定
平成 8年 5月18日一部改定
平成12年 5月20日一部改定
平成14年 5月18日一部改定
平成15年 5月17日一部改定
平成16年 5月15日一部改定
平成18年 5月13日一部改定
平成20年 5月10日一部改定
平成22年 4月24日一部改定
平成23年 5月14日一部改定
平成25年 5月11日一部改定
平成26年 5月10日一部改定
平成27年 4月25日一部改定
平成28年 4月23日一部改定
平成29年 4月22日一部改定
平成30年 4月21日一部改定
令和 2年 6月25日一部改定
令和 3年 5月15日一部改定

武蔵村山市立第八小学校 P T A (父母と教師の会) 規約

第1章 総則

第1条 本会は、武蔵村山市立第八小学校P T Aと称し、事務局を同校内に置く。
(事務局住所) 東京都武蔵村山市三ツ藤 2-50-1
Tel. 042-560-7151

第2章 目的

第2条 本会は、父母と教師が協力して児童の幸福な成長を図るため、共に学習し合い、その学習に基づいて活動することを目的とする。

第3章 方針と性格

第3条 本会は、児童の教育を中心とした民主団体であって、方針と性格は次のとおりとする。

1. 児童青少年の教育及び福祉のために活動する他の団体と協力するが、一切の支配・干渉を受けず、またしない。
2. 特定の政党、宗教に偏らず、また営利を目的とするようなことはしない。
3. 本会、または役員の名で、公私の選挙候補者の推薦はしない。

第4章 活動

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学級集会及び学年集会をとおして、よりよき父母、よりよき教師となるための活動をする。
2. 学校と家庭との密接な協力により、児童がより良い環境の中で生活できるよう努力する。
3. 学校教育を正しく理解して、その教育活動に協力する。
4. 地区活動を通じて、社会教育に参加するよう努力する。
5. その他必要と認められた活動をする。

第5章 会員

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 本校に在学する児童の父母またはこれに代わる保護者。
2. 本校の教員。

第6条 本会の会員は、年会費として2,000円を納めるものとする。

第7条 本会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第6章 経理

第8条 本会の経理は、会費その他の収入で賄う。

第9条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて運用する。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 本部役員・顧問

第12条 本会に本部役員を次のとおり置く。
なお、必要に応じて顧問1名を置くことができる。

会長 1名(P)
副会長 4名(P3、副校長)
書記 3名(P2、T1)
会計 3名(P2、T1)
庶務 3名(P2、T1) *P:保護者
顧問 1名(P) T:教員
上記の定員以上とする。

第13条 本部役員の任期は1年とし、役員選出に必要な事項は細則に定める。

第14条 本部役員及び顧問の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会務を代行する。
3. 書記は、総会、運営委員会の記録及び報告書の作成を行う。
4. 会計は、本会のすべての金銭の収支を記録し、会計監査を受けて定期総会において会計報告する。
5. 庶務は、本会の様々な庶務を行うとともに、会計業務を厳正な立場で監査し、総会に報告する。
なお、必要に応じて臨時の会計監査をすることができる。
6. 顧問は、本部役員の依頼に応じてP T A活動の助言等を行う。

第8章 機関

第15条 本会の運営と活動を円滑にするために、次の機関を置く。

1. 総会、本部役員会、運営委員会、専門委員会、その他必要に応じて特別委員会を置くことができる。
2. 構成図は別に定める。

第9章 総会

第16条 総会は、全会員で構成され、本会の最高決議機関である。総会の議長は、一般会員より選出する。

第17条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、それぞれ会長が召集する。

1. 定期総会は年度終了後3ヵ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、または会員の1/5以上の要求があった場合に開かなければならない。

第18条 総会の成立は、会員数の1/3以上の出席を必要とする。ただし、委任状による出席を認め、議決は出席者の過半数の同意による。可否同数の場合は、議長が議決する。

第19条 定期総会は、次のことを決める。

1. 事業報告、決算報告の承認。
2. 役員及び会計監査の承認。
3. 事業計画案、予算案の承認。
4. 規約の改正。
5. その他、運営委員会より付議された事項。

第10章 本部役員会

第20条 役員会は、本部役員によって構成される。

1. 必要に応じて各委員会の委員長を含めて開かれ、運営委員会に提出する資料を整えたり、各機関の活動を助けたりして、その協力と調整に努める。
2. 緊急事項を処理する。

- 第11章 運営委員会
- 第21条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、運営委員長が召集する。運営委員長は、会長が兼務する。
- 第22条 運営委員会の成立は、委員の過半数の出席により、議決は出席者の過半数の同意を要する。
- 第23条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。
1. 本部役員
 2. 学級委員
 3. 環境委員長・広報委員長・校外委員長
 4. 必要に応じて、各地区・教師代表が出席することができる。
- 第24条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 毎月1回会合を開くことを原則とする。ただし、必要に応じ臨時運営委員会を開くことができる。
 2. 次の年度の事業計画案及び予算案を検討し、総会に提出する。
 3. 必要に応じ、各委員会の事業変更並びに予算の補正を審議し決定する。
 4. 必要な場合は、特別委員会を設置することができる。
 5. その他、必要と認めた事項を審議する。
- 第12章 学級集会及び学年集会を基盤とする諸議会
- 第25条 各集会は、地区集会と並んでPTA活動の基盤である。ここにおける話し合いを通じて、教育全般の理解を深め、また父母と教師の向上と親睦を図るとともに、諸問題の解決及び諸行事計画の立案・実行する。
- 第26条 学級集会及び学年集会を基盤として、次のような諸議会を必要に応じて開くことができる。
- 年○組 学級保護者会
 - 年 学年保護者会
- 第13章 地区集会を基盤とする諸議会
- 第27条 地区集会を置くことができる。地区集会は、学級集会及び学年集会と並んでPTA活動の基盤である。ここにおける話し合いを通じて、学級集会及び学年集会に準じた活動を行うとともに、特に次のことを行う。
1. 地区における児童の生活環境及び文化環境を整えるよう努力する。
 2. 子供の会と協力し育成する。
 3. 校外での生活指導。
- 第28条 地区集会を基盤として、諸議会を必要に応じて開くことができる。
- 地区委員会
 - 地区委員総会
 - 地区代表委員会
- 第14章 専門委員会
- 第29条 専門委員会は、選出された委員と担当教師によって構成される。
1. この会の目的達成のために、活動分野別に設置された委員会であり、諸事業の企画・実行する。
 2. 専門委員会の種類は、学級・環境・広報・校外とする。また、必要に応じて運営委員会の決議により特別委員会を置くことができる。専門委員の選出は、年度初めにおける学級保護者会で各委員会の委員を選出する。
3. 専門委員が決定しだい、それぞれ委員会を開き、委員長（P1）、副委員長（P1、T1）を推薦し、会長が委嘱する（ただし、学級委員は除く）。学級委員と各委員長は、運営委員会に出席する。
- 第30条 学級委員会の主な活動は、次のとおりとする。
1. PTA行事の企画・運営を円滑に行う。
 2. 次年度本部役員の選出。
- 第31条 環境委員会の主な活動は、次のとおりとする。
1. 校内美化活動と環境整備。
 2. 資源回収の準備・実行。
- 第32条 広報委員会の主な活動は、次のとおりとする。
3. 会員の声を充分反映する新聞を編集し、発行する。
 4. 広報委員会は、必要に応じて通信員を置くことができる。
- 第33条 校外委員会の主な活動は、次のとおりとする。
1. 地域における児童の生活指導。
 2. 児童の通学路の安全確保。
 3. 子供会との協力。
- 第15章 規約と細則
- 第35条 本会の規約は、総会において出席者の2/3以上の賛成がなければ、改正することができない。
- 第36条 本条の運営に関し必要な細則は、運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は、細則を設定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第16章 補則
- 第37条 校長、副校長は、学校を代表して、すべての会議に出席して意見を述べるることができる。
- 第38条 全会員は、本会のすべての会議に特別の理由があつて非公開会議になった場合以外は、オブザーバーとして参加することができる。
- 第39条 本会に次の帳簿を整備する。
1. 会議録
 2. 会計簿、金銭出納帳、備品台帳
 3. 領収書綴り（入金・出金伝票綴り）
 4. 規約及び文書綴り
 5. 各会、各委員会の記録
- 第40条 本会の資金は、確実な金融機関に武蔵村山市立第八小学校PTA会長名義で預金する。
- 第41条 本会は、武蔵村山市PTA連合会及び青少年対策委員会に代表者を送る。
- 第42条 慶弔についての規定は、細則に定める。
- 第43条 特別会計『八小基金』については、別に定める。
- 第44条 この規約は、令和2年6月25日より施行する。

PTA細則

第1章 本部役員選出規定

第1条 規約13条の本部役員選出は、この規定によって行う。

第2条 本部役員の選出は次のとおりとする。

1. 本部役員候補者は、立候補及び推薦により選出し、本部会で協議して候補者の内諾を得るものとする。
2. 立候補及び推薦は、全会員に用紙を配布し、氏名3名まで記入する（用紙は別に定め、配布は家庭教とする）。
3. 開票は期日を定め、本部役員立ち合いにより行う。
4. 本部役員は、次期本部役員候補者を1名以上推薦するよう努める。
5. 本部役員は、協議経過など知り得た事項は漏らしてはならない。
6. 本部役員候補投票用紙回収後、候補者の不足の場合は、会長が速やかに運営委員会にその旨を報告し、運営委員会と共に不足分の対応にあたる。
7. 本部より選出担当長1名、副担当長3名を選出する。

第3条 本部役員は、総会の承認を得て就任する。

第4条 欠員の補充

1. 会長に欠員が生じた時は、P副会長1名が会長となる。その人選は本部役員が行い、最も近い時期に行われる運営委員会の承認を得るものとする。
2. 会長以外の役員に欠員が生じた時は、運営委員会が必要と認めた場合、これを補充する。

第5条 連続就任の制限

1. 同種の本部役員の連続就任の限度は、3回とする。ただし、運営委員会の協議により変更できるものとする。
2. いずれかの本部役員に連続就任できる限度は、4回とする。
3. 前項により前任者の残存期間だけ就任した分は、本条の算定より除外する。

第2章 慶弔規定

第6条 第42条の慶弔については、この規定によって行う。

第7条 死亡の場合の弔慰金は、次のとおりとする。

1. 会員及び配偶者（金5,000円）
（弔問は、会長、校長、担任、学級代表、地区代表）
2. 児童（金5,000円）
（弔問は、会長、校長、担任、学級代表、校外委員代表、児童代表）
3. 教師の場合は、父母を含む。（金5,000円）

第8条 見舞金については、次のとおりとする。

1. 児童及び教師の傷病による1週間以上の入院及び1ヶ月以上の自宅加療の場合、会長、副会長が見舞う。（金3,000円）

第9条 産休・育休代替教員は、会員に準ずる。

第10条 その他、本会の目的に反しない限り、必要に応じて本部役員会で検討する。

第3章 役員選出について

第11条 専門委員選出については、次のとおりとする。

1. 定期総会までに、各学級から学級委員・環境委員・広報委員・校外委員を各1名選出する。ただし、学級委員は1年～6年まで2名を選出する。
2. 学級委員に関しては、各学年から1名以上選出担当を選出する。
3. 委員選出は、担任立ち合いの下行う
4. 立候補者のない場合は、協議をし、決まらない場合は、くじ引きもあり得る。
なお、欠席者もこの対象となる。
5. 転出などの理由により、任期途中において専門委員に欠員が生じたときは、担任立ち合いの下再選出を行い、これを補充する。

第4章 学級活動費について

第12条 30名までのクラスを7,500円とし、それを超えたクラスには、1名につき2500円を割り当てる。

第13条 年度途中のPTA会費については、月額200円とする。ただし、8月と3月を除いた10ヶ月計算とする。

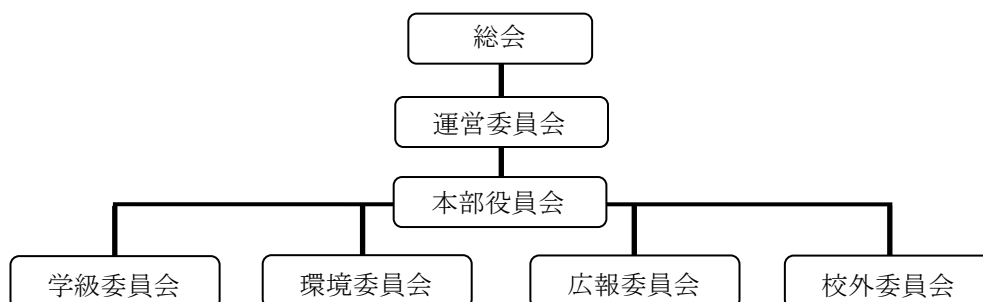
第5章 八小PTA表彰等について

第14条 PTA表彰等については、別に定める。

第6章 補則

第15条 この細則は、令和3年5月15日より施行する。

武蔵村山市立第八小学校 PTA構成図



武蔵村山市立第八小学校PTA 特別会計『八小基金会計』に関する規定

(目的)

第1条 本基金は、平成12年5月20日武蔵村山市立第八小学校PTA（以下、「本会」という。）

第23回定期総会議決（平成12年6月1日施行）に基づき、PTA会室備品購入並びに運営委員会にて承認された事業を行う場合の一部または全部に充当する。

(適用範囲)

第2条 本特別会計は、次の事項に適用する。

1. PTA会室の備品購入並びに維持管理の必要とする支出
2. 運営委員会にて承認された事業への支出
 - ・総会以降に運営委員会にて必要が認められた事業
 - ・緊急な児童の安全性が必要と認められる事業
 - ・PTA連合会、及び諸団体への分担金

(対象資産)

第3条 本特別会計は、古紙回収収入の一部のほか、一般会計からの繰越金収入、基金運用収入を主たる対象資産とする。

(会計年度)

第4条 本特別会計の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経理)

第5条 本特別会計に関する予算・会計処理・決算等の経理は、一般会計に準じかつ独立して組織する。

(帳簿組織)

第6条 本特別会計の帳簿は、一般会計に準じ且つ独立して組織する。

(改廃)

第7条 本規定は、運営委員会の議決を経て改廃することができる。ただし、その都度会員に周知させると共に、総会にて報告しなければならない。

武蔵村山市立第八小学校PTA 表彰等規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵村山市立第八小学校（以下「本校」という。）の児童及び保護者の活動又は本校PTAの運営に貢献し、その功労が特に顕著なる者又は団体に対し、表彰又は感謝の意を表わすこと（以下「表彰等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰等)

第2条 表彰等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 児童の教育の発展に貢献した者
- (2) 児童の学校生活の向上に貢献した者
- (3) 保護者と学校の相互理解の向上に貢献した者
- (4) PTA事業の発展に貢献した者
- (5) 前各号のほか表彰等にふさわしいと認められる者

(表彰等の選考)

第3条 表彰等の対象者及び対象団体の選考は、PTA本部役員及び本校校長で行う。
表彰対象は年度1人若しくは1団体とする。

(表彰等の方法)

第4条 表彰等は、賞状並びに記念品を授与してその意を表わすものとする。

(表彰等の時期)

第5条 表彰等は、毎年PTA総会開会日に行う。ただし、これによりがたい表彰等は、別に定めた日に行うことができる。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から適用する。